

人事院会議議事録

会議日

令和5年12月12日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、米村総括審議官
(説明員) (官房部局)
長谷川サイバーセキュリティ・情報化審議官
太田情報管理室長

議題

人事院規則1-38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用）の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則1-38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用）の改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則1—38(人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用)の改正について

令和5年12月12日
官 房 部 局

I 主な改正内容

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)の改正を踏まえ、人事院所管手続等におけるデジタル技術の効果的な活用を推進するため、人事院規則1—38(人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用)(以下「規則」という。)の一部を改正することとしたい。(規則案については別紙1参照)

1 行政機関等が処分通知等において利用可能な電子署名の制限の緩和(規則第2条、第9条及び第11条)

行政機関等が情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合において、政府認証基盤の官職証明書に基づく電子署名の利用が可能であることを明確化するため、当該電子署名を規則第2条第2項の電子署名の定義に追加する。また、当該場合において、電子証明書の作成を前提としていない立会人型電子署名の利用を可能とするため、規則第9条及び第11条の電子証明書の添付に係る規定を削除する。

2 行政機関等が電磁的に記録の作成等を行う場合における記録媒体の技術中立性の明確化及びクラウドサービスの利用等が可能であることの明確化(規則第13条)

記録媒体の技術中立性を明らかにするため、行政機関等が情報通信技術活用法第9条第1項の規定により電磁的に記録の作成等を行う方法のうち、磁気ディスク等をもって調製する方法を、電磁的記録媒体をもって調製する方法に改める。また、当該作成等を行う場合にクラウドサービスの利用等が可能であることを明確にするため、当該作成等はクラウドサービスの利用等の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるべき旨を規定する。

あわせて、上記行政機関等が情報通信技術活用法第9条第1項の規定により電磁的に記録の作成等を行う場合のほか、行政機関等が人事院の所管する法令の規定によって電磁的に記録の作成等を行う場合においても、クラウドサービスの利用等が可能であることを明確にするため、当該作成等はクラウドサービスの利用等の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法による作成等を行うべき旨を規定する。

II 意見公募の結果(別紙2参照)

規則の改正に当たり、令和5年10月10日から11月8日まで意見公募手続を実施したところ、意見が3件提出された。当該意見は、規則案の修正を要するものではなかったため、意見

公募手続に付した概要に沿って規則を改正するものとする。

Ⅲ 公布日・施行日

令和5年12月15日

以 上